朝 監 発 第 4 9 号 令和 6 年 1 月 3 1 日

朝 日町 長 鈴木浩 幸 殿 朝日町議会議長 為 吉 殿 河 部 朝日町教育委員会教育長 俊 一 殿 堀 朝日町選挙管理委員会委員長 白 田 殿 和 好 朝日町農業委員会会長 鈴木 好一 殿



朝日町代表監査委員 阿 部 憲

令和5年度朝日町一般会計・特別会計・企業会計財務監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により財務監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

1. 監査の実施期間

- 10月17日(火)議会事務局
- 10月18日(水)建設水道課(一般会計分)、 税務町民課(税務係、住民生活係)
- 10月27日(金)税務町民課(出納係)、 建設水道課(特別会計、企業会計分)、町立病院
- 11月 8日(水)現場調査(総務課、建設水道課)、 総合産業課
- 11月15日(水)健康福祉課(特別会計を含む)
- 11月16日(木)政策推進課
- 12月14日(木)総務課、農林振興課、農業委員会
- 12月19日(火)教育文化課

2. 監査の執行者

朝日町監査委員 阿部憲明朝日町監査委員 和田一則

3. 監査の対象

令和5年度各課所管事務事業

- (1) 令和5年9月末日現在における予算執行状況について
- (2)事務事業の管理運営について
- (3)契約状況について
- (4)補助金について
- (5) その他

4. 監査の方法

令和5年度上半期における一般会計、特別会計及び企業会計の予算が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類等の調査照合をするとともに、担当職員の説明を聴取しながら監査を行った。

5. 監査の着眼点

- (1) 各事業、予算が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか
- (2) 令和 4 年度決算審査等で指摘のあった事項が改善または検討されているか
- (3)各所属所管業務の諸課題への対応は適切になされているか
- (4) 各種計画(構想含む)の策定について、外部委託する場合、業務の 効率化や人材の育成に如何に寄与しているか。
- (5) 公費負担について、受益者負担の観点から行政サービスのあり方や負担算出は妥当か。
- (6) リスク管理について、内部統制制度の努力義務化に如何に対応しているか。

6. 監査の結果

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各所属の財務に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、令和6年度予算編成はじめ今後の町政運営にあたっては、 別紙「令和5年度財務監査所見」について留意されたい。

令和5年度財務監査所見

1. 財政運営について

- 財政の持続的な運営は町の振興発展の根幹である。町の財政は高い健全性 を維持しているものの、近年急速に厳しさを増している。加えて、今後、役 場庁舎長寿命化改修をはじめ観光交流施設大規模改修や義務教育学校建設な ど財政需要の拡大が見込まれる。
- 町民からは、町の将来の財政に少なからず危惧の念が持たれている。町民の不安を払拭するためにも、中長期的な財政の見通しを提示することが緊要である。
- また、有利な財源確保に努めるとともに、費用対効果や社会経済環境の変化との適合性など聖域のない事務事業の検証を実施するなどさらなる行財政改革に努められたい。

2. 事務執行について

(1) 公費負担について

①選挙公営について

- お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙運動の一部を公費で負担している。公費負担の対象を拡大する朝日町議会議員及び朝日町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正(令和4年12月条例第14号)に基づく町議会議員選挙が令和5年4月に実施された。
- 無競争で条例改正の目的が生かされなかったことは残念な結果であり、議会のさらなる活性化など、立候補を助長する総合的な環境整備に取り組まれたい。
- 負担の実態について実績報告書をもとに見てみると、選挙運動用自動車及びビラ作成について申請しない候補者があったこと、またポスター作成については各候補者間において交付ベースで 6.5 倍(最小;44,517円、最大;298,200円)の開きがあったこと等の課題が散見された。

申請手続きの過大な煩雑さなど制度設計上の課題や合理的に説明できる方法での対象経費の区分、額等の妥当性について検証し、有効かつ町民の納得が得られる制度になることを期待する。

②水道管路引き込み負担について

○ 給水管(本管からの引き込み管)の敷設工事は受益者負担であり、本管から離れた地域では多額となる。このため町は、水道未普及地域を解消し公衆

衛生の向上や生活環境の改善を図るため、従来から一般会計、水道事業会計、地元の各負担割合についてルールを定め、地元負担の軽減に期してきた。

○ これまで5地区において適用してきたが、各負担の算出に当たっては必ずしもルール通りとはなっていない。地域の事情も異なり画一的にはいかないことから、一戸当たりの限度額にシフトしてきたことは公平・平等の確保からも是としたい。

一方、一般会計と水道事業会計の負担割合については、水道事業が公企業会計であり独立採算制を原則としている以上、加えて管路の耐震化などが進まない現状を踏まえれば、ルールを超えた負担を課すことには慎重であるべきと考える。

(2)総合力の発揮について

①各種行政計画の策定について

○ 計画的な行政運営を推進するため、第6次総合発展計画を上位計画とした 各分野、各業務における行政計画が策定されている。令和5年度においても 6部局で15計画の策定に取り組んでいる。

計画策定の手法状況 (複数回答)

| 計画数 | 審議会等に諮問 | 委員会等で協議 | 業務委託 | ワークショップ等 の開催 |
|-----|---------|---------|------|-----------------|
| 1 5 | 2 | 8 | 8 | 2 |

策定に当たっては、外部の意見の反映に留意しているもののコンサルタントへの業務委託が過半を占めている。

- 業務委託は専門の知識、ノウハウの活用という面で有効な手段であり、特に定型的、機械的な業務については適しているが、裁量的、判断的要素を相当程度含む業務には概して適さない。
- コンサルタントへの業務委託に当たっては、仕様書により明確に提示して おり事務執行上の疑義は生じないものの、全面委託的な内容であることは今 後の大きな課題である。

公の意思の形成に深くかかわる計画の策定は、地域の実態に即したものであることが第一義である。町がコンサルタントを活用するとのスタンスに立って自前と委託の役割と領域について精査されたい。そのことにより職員の資質の向上に資し、町にノウハウ等が蓄積されることとなる。

②各部局間の連携について

○ 町税等の滞納対策やミズノとの連携など多くの分野において各課の連携した取り組みにより大きな成果が見られる。単一単発的な事務事業の展開と異

なり相乗効果が生まれ、より効果的で効率的な執行に結びついている。交流 が新たな価値を生む好事例であり一層の推進を期待したい。

○ 義務教育学校創設は、子供の教育の場の整備のみならず町の将来の姿、生き方に深くかかわるものであり、量的にも質的にも町始まって以来の重要なプロジェクトであり町民の関心も高い。

町が目指す子ども像と連動したまちづくり、子育て支援など移住定住対策、公共交通等も含む都市計画、学校給食における食材供給システムや各地域の拠点としての校舎や跡地の活用など、検討すべき課題は広範に及ぶ。各課はもとより町民一人ひとりが自分事として関与する環境づくりに意を用いられたい。

(3) コンプライアンスの徹底について

○ 本監査において重大な瑕疵は見られなかったものの、契約事務や補助金交付事務等において軽微な事項は散見された。フォローアップ調査とあわせて 職員の研修を行うなど、早急な改善措置を講じられたい。

なお公財産の管理において目的外使用、使用料減免といった行政処分が庁 議の決定事項として執行されていた事案が見られた。意思決定としての決裁 行為を記録の形で明確にしておくことを要請する。

また、内部統制の整備は業務の効率性やコンプライアンスを確保するうえで重要であり、地方自治法において努力義務とされている。内部統制について、そのあり方について研究するとともに段階的な試行について検討されたい。